＜ 商 品 概 要 説 明 書 ＞

株式会社　百五銀行

積立定期預金（満期指定型）

（２０２５年７月１日現在）

項目	内容
1. 商品名	●積立定期預金（満期指定型）
2. 販売対象	●法人および個人
3. 期間	●6 か月以上 5 年以内（1 か月の据置期間を含みます。） ●お申し出により満期日に指定口座へ自動入金する取扱いができます。
4. 預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ●契約期間内で分割預入 ●1 回あたり 1,000 円以上 ※ただし、個人のお客さまは 1 回あたり、1,000 円以上 1,000 万円未満 ●1 円単位 ※ただし、口座振替の場合は 1,000 円単位
5. 払戻方法	●満期日以降に一括して払戻します。
6. 利息 （１）適用金利	 ●各分割預入時における、預入日から満期日の前日までの期間および預入金額に応じたパール期日指定定期預金、自由金利型定期預金（Ｍ型）または自由金利型定期預金の店頭表示の利率を適用します。 ※ただし、以下の場合にはそれぞれの条件に応じた利率を適用します。 ①個人のお客さまで個々の預入金額が 300 万円未満の場合 ・預入日から満期日までの期間が 4 年以上の場合は、預入日から 3 年後の応当日を継続日として Ａ　預入日から継続日の前日までは預入日におけるパール期日指定定期預金の店頭表示の利率 Ｂ　継続日から満期日の前日までは継続日におけるパール期日指定定期預金の店頭表示の利率 ・預入日から満期日までの期間が 3 年 3 か月以上 4 年未満の場合は、預入日から 3 年後の応当日を継続日として Ａ　預入日から継続日の前日までは預入日におけるパール期日指定定期預金の店頭表示の利率 Ｂ　継続日から満期日の前日までは継続日における自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率 ・預入日から満期日までの期間が 3 年超 3 年 3 か月未満の場合は、預入日から 1 年後の応当日を継続日として Ａ　預入日から継続日の前日までは預入日における 1 年もの自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率

百五銀行

	Ｂ　継続日から満期日の前日までは継続日におけるパール期日指定定期預金の店頭表示の利率 ・預入日から満期日までの期間が 1 年以上 3 年以下の場合は、預入日におけるパール期日指定定期預金の店頭表示の利率 ・預入日から満期日までの期間が 1 か月以上 1 年未満の場合は、預入日における自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率 ②個人のお客さまで個々の預入金額が 300 万円以上の場合 ・預入日から満期日までの期間が 3 年 3 か月以上の場合は、預入日から 3 年後の応当日を継続日として Ａ　預入日から継続日の前日までは預入日における 3 年もの自由金利型定期預金（Ｍ型）＜複利型＞の店頭表示の利率 Ｂ　継続日から満期日の前日までは継続日における自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率 ・預入日から満期日までの期間が 3 年超 3 年 3 か月未満の場合は、預入日から 1 年後の応当日を継続日として Ａ　預入日から継続日の前日までは預入日における 1 年もの自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率 Ｂ　継続日から満期日の前日までは継続日における自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率 ・預入日から満期日までの期間が 3 年の場合は、預入日における自由金利型定期預金（Ｍ型）＜複利型＞の店頭表示の利率 ・預入日から満期日までの期間が 1 月以上 3 年未満の場合は、預入日における自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率 ③個人のお客さま以外で個々の預入金額が 1,000 万円未満の場合 ・預入日から満期日までの期間が 2 年 3 か月以上の場合は、預入日から 2 年後の応当日を継続日として Ａ　預入日から継続日の前日までは預入日における 2 年もの自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率 Ｂ　継続日から満期日の前日までは継続日における自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率 ・預入日から満期日までの期間が 2 年超 2 年 3 か月未満の場合は、預入日から 1 年後の応当日を継続日として Ａ　預入日から継続日の前日までは預入日における 1 年もの自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率 Ｂ　継続日から満期日の前日までは継続日における自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率 ・預入日から満期日までの期間が 1 か月以上 2 年以下の場合は、預入日における自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の店頭表示の利率

	④個人のお客さま以外で個々の預入金額が 1,000 万円以上の場合 ・預入日から満期日までの期間が 2 年 3 か月以上の場合は、預入日から 2 年後の応当日を継続日として Ａ　預入日から継続日の前日までは預入日における 2 年もの自由金利型定期預金の店頭表示の利率 Ｂ　継続日から満期日の前日までは継続日における自由金利型定期預金の店頭表示の利率 ・預入日から満期日までの期間が 2 年超 2 年 3 か月未満の場合は、預入日から 1 年後の応当日を継続日として Ａ　預入日から継続日の前日までは預入日における 1 年もの自由金利型定期預金の店頭表示の利率 Ｂ　継続日から満期日の前日までは継続日における自由金利型定期預金の店頭表示の利率 ・預入日から満期日までの期間が 1 か月以上 2 年以下の場合は、預入日における自由金利型定期預金の店頭表示の利率
（２）利払頻度	●満期日以後に一括して支払います。
（３）計算方法	●付利単位を 1 円とする 1 年を 365 日とする日割計算
（４）課税方法	【個人のお客さま】利息の 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が分離課税されます ※復興特別所得税が付加されております。 【法人のお客さま】総合課税となります。
（５）金利情報の入手方法	●金利については窓口でお問い合わせください。
7. 手数料	●不要です。
8. 付加できる特約事項	●普通預金などからの自動振替による預入ができます。 ●少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまはマル優の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、預入金額ごとに預入された定期預金の種類に応じて、以下の中途解約利率（解約日における普通預金の利率を下限とします。）により計算した利息とともに払戻します。 ①預入された預金がパール期日指定定期預金の場合 以下の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 1 年複利の方法により計算します。 ・預入期間が 6 か月未満の場合　解約日における普通預金の利率 ・　〃　6 か月以上 1 年未満の場合　約定利率×50% ・　〃　1 年以上 1 年 6 か月未満の場合　約定利率×50% ・　〃　1 年 6 か月以上 2 年未満の場合　約定利率×60% ・　〃　2 年以上 2 年 6 か月未満の場合　約定利率×70% ・　〃　2 年 6 か月以上 3 年未満の場合　約定利率×90% （注）この場合の約定利率は「２年以上」の利率を適用します。 ②預入された預金が 3 年未満の自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞の場合 以下の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算します 。

	・預入期間が 6 か月未満の場合　　解約日における普通預金の利率 ・　〃　6 か月以上 1 年未満の場合　　約定利率×50% ・　〃　1 年以上 3 年未満の場合　　約定利率×70% ③預入された預金が 3 年ものの自由金利型定期預金（M型）＜複利型＞の場合 以下の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月複利の方法により計算します。 ・預入期間が 6 か月未満の場合　　解約日における普通預金の利率 ・　〃　6 か月以上 1 年未満の場合　　約定利率×50% ・　〃　1 年以上 1 年 6 か月未満の場合　約定利率×50% ・　〃　1 年 6 か月以上 2 年未満の場合　約定利率×60% ・　〃　2 年以上 2 年 6 か月未満の場合　約定利率×70% ・　〃　2 年 6 か月以上 3 年未満の場合　約定利率×90% ④預入された預金が自由金利型定期預金の場合 以下の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。 Ａ　預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のａ．ｂ．およびｃ．（ｂ．およびｃ．の算式により計算した利率の小数点第 4 位以下切捨て。ただし、ｃ．の算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率 ａ．解約日における普通預金の利率 ｂ．約定利率－（約定利率×30%） ｃ．約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}{預入日数}$ Ｂ　預入日の 1 か月後の応当日以後に解約する場合 次のａ．およびｂ．の算式により計算した利率（小数点第 4 位以下切捨て。ただし、ｂ．の算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率 ａ．約定利率－（約定利率×30%） ｂ．約定利率－ $\frac{（基準利率－約定利率）×（約定日数－預入日数）}{預入日数}$ ※基準利率については、窓口におたずねください。
10. その他参考となる事項	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ●預入日から満期日までの期間が 1 か月未満の場合は預入できません。 ●お申出により、当座貸越を利用した振替による積立預入を行う取扱いができます。 ●この預金は、預金保険制度の対象商品です。 ※1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息などが保護されます。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	●一般社団法人　全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109 または 03-5252-3772